



山形県議会議員

うめつ ひろし

榎津博士

県政・調査 活動報告書

発行／榎津博士事務所 発行責任者／榎津博士
事務所／寒河江市元町三丁目3-3 大和ビル2階
電話／0237-84-7117 FAX／84-7118
URL http://h-umetsu.jp E-mail h-umetsu@ic-net.or.jp

さらなる山形の 発展を目指して

本県で新型コロナウイルス感染者が確認されてから、1年3カ月余りが経過しました。新型コロナウイルスに感染して亡くなられた方々に心よりご冥福をお祈りいたしますとともに、現在感染されている皆様の一日も早いご快復をお祈り申し上げます。

また、治療に携わる医療関係者の皆様にご敬意と感謝を申し上げます。

更に、ワクチン接種が進められておりますが、対象者の方が一日でも早い接種が完了し、通常の生活に戻れることを願っております。

県議会6月定例会が、6月15日から7月2日まで開催されました。私は予算特別委員会で質問の機会をいただき以下の通り質疑させていただきました。

令和三年予算特別委員会 質疑項目

- ① 副知事人事案件について (答弁者 知事)
- ② 県庁における新型コロナウイルスのワクチン大規模接種について (答弁者 知事)
- ③ 新型コロナウイルスPCR検査の充実について
 - (1) 県PCR自主検査センターの検査件数について (答弁者 病院事業管理者)
 - (2) PCR検査の拡充に向けた取り組みについて (答弁者 健康福祉部長)
- ④ 本県における10代介護者(ヤングケアラー)の支援の取り組みについて
 - (1) 高齢者や障がい者の介護者の現状と課題について (答弁者 健康福祉部長)
 - (2) ヤングケアラーに対する支援について (答弁者 しあわせ子育て応援部長)
 - (3) ヤングケアラーの把握のための教職員の協力について (答弁者 教育長)
- ⑤ 別室登校及び不登校の生徒への対応について (答弁者 教育長)
- ⑥ 犯罪抑止などに向けた街頭防犯カメラの普及について (答弁者 警察本部長)

※質疑・答弁の内容は紙面の関係上要約させていただきます。

県庁における新型コロナウイルスのワクチン大規模接種について

本県でもワクチン接種を加速するため、64歳以下が対象の大規模会場を県庁に設置し、8月から運用を開始することを決めました。その内容は、県内全域の希望者を受け付け、土日曜に1日当たり最大千人の接種を実施する計画としています。また、接種人数の規模は6千人程度を見込んでいます。

しかし、それを実施するには多くの課題を整理しておかなくてはなりません。

県は、7月上旬を目途に事業内容を確定し県民に公表するとしていますが、現時点で県庁における大規模接種においてどのような計画を策定しているのか、知事にお伺いいたします。

(答弁者)知事

現在、更なる検討・準備を重ねているところですが、まずは市町村による接種が基本でありますので、市町村との情報共有を徹底し、二重予約による混乱やキャンセルによるワクチンの無駄が発生しないよう、連携調整して取り組んでまいります。

(2) ワクチン接種における医療従事者などの確保について

(答弁者)知事

医療従事者の確保につきましては、県立病院をはじめ、山形大学医学部や県医師会、県立保健医療大学、県看護協会、県薬剤師会などからご協力

をいただき、市町村の接種事業に影響を与えないように配慮しながら体制を整えてまいります。

(3) 各地で大きな課題となった接種予約受付方法について

(答弁者)知事

接種の予約につきましては、電話が集中してつながらない状況が一部の市町村で発生したことなどを踏まえ、働く現役世代の県民の皆様が都合の良い時間に予約できるよう、インターネットによる受付を基本に検討しているところです。また、インターネット予約のサポートや様々な相談に対応するコールセンターの設置も検討しております。



(4) 県庁までの移動手段について

(答弁者)知事

接種会場に予定している県庁まで

【山形県新型コロナワクチン接種事業の実施予定】

1 会場：山形県庁 2階講堂

2 対象：12歳から64歳までの県内在住者

※**県内すべての市町村**の方が対象ですが、市町村が発行する**接種券が必要**です。

3 期間：令和3年8月～9月の指定する土日

1回目接種	8/7 [±]	8/8 ^日	8/21 [±]	8/22 ^日	9/4 [±]	9/5 ^日
	↓	↓	↓	↓	↓	↓
2回目接種	8/28 [±]	8/29 ^日	9/11 [±]	9/12 ^日	9/25 [±]	9/26 ^日

4 使用するワクチン：米ファイザー製ワクチン

※令和3年7月12日現在の予定

の移動手段につきましては、自家用車やバスで来場される方が多いと考えられておりますが、障がいのある方や小さなお子様がいらっしゃる方など、公共交通機関の利用が困難な方につきましては、タクシー料金の一定額を助成することや、県庁舎内に保育スペースを準備することなども検討しているところとあります。

(5) 副作用などが発症した場合の相談体制や受診手段などの計画について

(答弁者) 知事

接種に伴う副反応への不安につきましては、県ワクチンコールセンターでは、県ワクチンコールセンターで相談をお受けするほか、接種直後に重い副反応が出た場合には、県立中央病院等への受け入れを含め、万全の救急医療体制を整えてまいります。

本県における10代介護者(ヤングケアラー)の支援の取り組みについて

大人が担うような、家事や病気の障がいがある家族の介護を、日常的に行っている18歳未満の子どもはヤングケアラーと呼ばれています。昨年12月以降、全国の公立中学2年生と公立高校2年生を対象に行った実態調査の結果、中学2年生の5.7%、(約17人に1人)、高校2年生では4.1%(約24人に1人)が家族の世話をしていると回答しています。

子どもが介護を担うことによる影響は、成人しても、なお、尾を引く問題です。このような問題は、その他の児童福祉の問題の陰に隠れ見過ごされた存在となり、ケアを担う子どもへの支援や制度が確立していないのが現状であります。

◆ヤングケアラーに対する支援について

子どもたちの現在から将来にわたる学習や生活への影響を考えると、私は、早期対応をすべきと考えます。ヤングケアラーに対してどのように対応していくお考えなのか、しあわせ子育て



て応援部長にお伺いします。

(答弁者) しあわせ子育て応援部長

ヤングケアラーにつきましては、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響が生じるといった課題が指摘されております。

また、ヤングケアラーが子どもであることを踏まえれば、子どもらしい暮らしが奪われることのないよう、世帯全体を支援するという視点を持って福祉サービス等の利用申請の勧奨やケアプラン等の作成が必要であるとされております。

さらに、「早期発見・把握」、「支援策の推進」、「社会的認知度の向上」の3つを柱として、福祉、介護、医療、教育等各分野に関わる対策が示されております。

6月2日に、しあわせ子育て応援部のほか、庁内関係部局が集まり、連携に向けた会議を開催しました。

会議では、ヤングケアラーへの支援について、5つの点について確認しております。①各部局が発見の方策や支援策について、情報共有や協議をしながら連携して取り組んでいくこと、②各分野の専門職がヤングケアラーに対する理解を深め、学校や家庭など様々な場面で、その存在に気づき、早期発見する必要があること、③発見した場合、福祉、介護、医療、教育等関係機関が連携し適切な支援につなげるとともに、必要に応じて市町村要保護児童対策地域協議会と連携すること、④民間団体と連携したヤングケアラーが相談しやすいSNS相談、更には市町村における包括的な支援体制を整備する必要があること、⑤家族のケアやお手伝い自体が悪いことだと思われないうような留意することなどを確認し

合いました。

今後とも、市町村と連携し、要保護児童対策地域協議会において、児童に重大な権利侵害が生じた場合は、市町村や関係機関と連携し、児童相談所による一時保護、施設入所措置等の対応を行うてまいります。

◆ヤングケアラーの把握のための教職員の協力について

ヤングケアラーは学校で悩みを打ち明けにくく、教員には欠席日数の多さや学習状況の変化から、支援の必要性を察知する想像力が求められます。ヤングケアラーを把握するには、教職員の協力が欠かせないと考えますが、教育長のご所見をお伺いいたします。

(答弁者) 教育長

ヤングケアラーは、本人や家族に自覚がない場合もあり、支援が必要であっても表面化しにくい面があります。また、子どもの中には、家族の状況を知られることを恥ずかしいと思うたり、家族のケアをすることが当たり前のことだと思っている場合もあり、こうしたことがヤングケアラーの把握をより難しくしていると考えられます。

しかしながら、委員ご指摘のとおり、ヤングケアラーの早期発見と状況の把握に向け、普段から子どもと接する機会の多い学校の教職員による協力は重要であると考えます。

そのため、県教育委員会としましては、今後、学校と要保護児童対策地域協議会など福祉関係機関との連携を推進するとともに、教職員を対象としたヤングケアラーについて、知識や理解を深める研修等を通じて、早期発見や状況の把握が進むように努めていきたいと考えております。



商工労働観光常任委員会 における質疑・答弁

今年度、私は商工労働観光常任委員会の委員に配属されています。6月定例会常任委員会において次のような質問などをいたしました。

事業継続応援事業費について

今回、本定例会に提案されている事業継続応援事業費につきまして、売上げが落ち込んだ対象年はいつと比較になるのか、また、4月から6月とありましたが、各月の単体でいずれかの月での落ち込みが、50%以上ということと捉えているのかお伺いします。

(答弁者) 中小企業・創業支援課長

この度、予算要求させていただいております山形県事業継続応援給付金について、この事業の対象月は、今年度、4月、5月、6月のいずれかの月と、昨年もしくは一昨年の4月、5月、6月のいずれかの月と比較しまして、50%以上売上げが減少している事業者の方が対象となります。

対象の仕方としましては、例えば、2021年の4月であれば2019年もしくは20年の同月4月と比較する。6月であれば、1年前か2年前の6月との売上げを比較するという形で行いたいと考えております。

この事業の対象として50%という区切り方は、49%、48%の落ち込みは対象外になります。

一線を引くのは確かに大事なことです。例えば50%にした場合に、この予算を組む段階で、法人と個人の対象者数の想定はどのような考えでこの予算を組まれたのでしょうか。

(答弁者) 中小企業・創業支援課長

対象の事業者数としましては、法人が9,400社、個人事業主が7,800人、合計1万7,200人相当と考えております。

この考え方は、県内の事業者総数5

万5,755事業者のうち30.8%相当としております。

この30.8%という数字は、昨年末に実施しました飲食業等緊急支援給付金の申請内容を調査しまして、50%以上減少している方の割合が、30%程度でありましたので、それを適用したものです。

50%という線引きについて、50%以下の方も売上げの減少率によって、給付金の額を定めるというお考えはなかったのでしょうか。

(答弁者) 中小企業・創業支援課長

予算要求をするにあたりまして、様々なシミュレーションをいたしました。その中で、この度の事業としましては、業種を限定せずに、真に困っている方々に対して迅速に給付をお届けしたいという点です。事業の制度を複雑にしていきたいと、申請時の内容が非常に厳格になりますので、事業者の方にも負担が増えてまいります。また審査する側の時間や事業者の方の書類の準備の期間等もかかります。とにかく迅速にお届けしたいということと制度をなるべくわかりやすいものにしたいたいと心掛けたところです。

売上げが40数%減、50%減の二段階は対象とすべきだと思います。

そこを配慮していただきたいと思います。全くと考えは変わりありませんか。

(答弁者) 中小企業・創業支援課長

この度の予算要求につきましては、財源といたしまして国からのコロナウイルス地方創生臨時交付金の事業者支援分ということで、山形県の割り当てが38億9,000万円です。

私どもとしても、様々な試算を試み

ましたが、例えば40%減、30%減を対象にいたしますと、もうすでにこの財源の規模を超えてしまうというような状況になり、私どもとしても誠に心苦しいですが、国の方の制度等により、特に大きな影響を受けている事業者ということで国の方では50%減以上の方を支援するというような例が基本となっておりますので、その例に倣ったというふうな形になっております。

この件について部長の考えは。

(答弁者) 産業労働部長

私共も検討しましたが、予算の枠組みもあり手続を簡略化して、今すぐ必要な方に給付金を支払う必要があるということを最優先に考えました。50%減以下の区切りが難しく、どこかで切らざるをえないことはご理解いただきたいと思います。今後もしいろいろ検討はしてまいりますので、どうぞ

【令和3年度6月補正予算の概要】 ※一部抜粋

新型コロナウイルス感染症への対応 補正額：95億6,200万円

地方創生臨時交付金(事業者支援分)を活用した事業者支援

県内事業者に対する事業継続応援給付金 補正額：27億6,100万円

経営継続が真に困難となっている事業者に対する給付金の支給

事業内容	対象者	県内の事業者
	補助率	10/10
	補助額	法人：20万円 個人事業主：10万円
	補助要件	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4～6月いずれかの売上げが前年同月比または前々年同月比で50%以上減少 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施 今後の事業継続

担当課照会先：産業労働部中小企業・創業支援課 ☎023-630-2393

◆この他の支援策は県のホームページ等でご覧ください。

